

2026年2月12日版

株式会社USEN ICT Solutions

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 Attack Surface Management サービス（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社ソリトンシステムズ（以下「特定協定事業者」といいます。）のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

第2条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款（以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。）を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第3条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」および「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

第4条 (利用契約申込みの方法)

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをする者（以下「利用申込者」といいます。）は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出するものとします。

第5条 (利用契約申込みの承諾)

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾することにより、「御申込書」に記載の申込日に遡って、当社と利用申込者との間で成立するものとします。（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たさないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 利用申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第6条 （申込みの取消し）

利用申込者は、本サービスの申込み後に利用契約の申込みを取消すことはできません。

第7条 （料金の支払い義務）

本サービスの料金は、当社からお客様に提示する見積書などに定めるものとし、契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含みます。）を支払うものとし、ます。なお、本サービスの提供日は特定協定事業者から利用申込者へ通知します。

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

3 当社は、特定協定事業者との契約条件の変更または社会情勢の変化等により、本サービスの料金を改定することがあります。この場合、当社は、当社所定の方法により、契約者に対して変更後の料金と変更日を通知します。

第8条 （当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、なんらの通知、通告を要することなく本契約を解除することができるものとし、ます。

(1) 銀行取引停止処分を受けたとき

(2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき

(3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき

(4) 解散の決議をしたとき

(5) 違法行為をしたとき

(6) 本約款および/または本契約に定める事項に違反したとき

(7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき

2 前項の定めによる解除は、当社による契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとし、ます。

3 当社は、当社と契約者が合意の上決定した提供日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始できない場合は利用契約を解除することができます。

第9条 （不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとし、ます。

第10条 （損害賠償額）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社および特定協定事業者には損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社および特定協定事業者には生じた一切の損害を賠償する責を負うものとし、ます。

2 当社または特定協定事業者が、当社または特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、「特定協定事業者約款」の規定に従うものとし、ます。

3 利用者は、当社が提供する本サービスにおける調査結果について、自己の判断により利用するものとし、当社は、当該調査結果をもとに利用者が実施した行為に関して利用者が被

った損害その他利用者による判断に関する責任を負わないものとします。

第11条 （個人情報の取扱い）

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）ならびに当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2 当社規程に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第12条 （業務の委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第13条 （反社会的勢力の排除に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 契約者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第14条 （権利義務の譲渡禁止）

契約者および当社は、本利用契約上の地位ならびに本利用契約に基づく一切の権利および義務を、第三者に譲渡、承継、貸与、担保提供その他一切の処分をすることはできないものとします。

第15条 （協議）

本約款等に定めのない事項については、契約者および当社が協議して定めるものとします。

第16条 （紛争の解決）

本約款等について紛争が生じた場合、契約者および当社は、法令の定めに従い、誠意をもってこれを解決するものとします。

第17条 (準拠法)

本約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第18条 (合意管轄)

契約者と当社の間で本約款および利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記

1 本サービスにおける特定協定事業者約款

「株式会社ソリトンシステムズ Attack Surface Management サービス利用規約」

<https://www.soliton.co.jp/terms/>

2 料金表 (すべて税抜き表示)

2-1 基本サービス利用料

サービス品目	単位	料金額
Attack Surface Management サービス	ドメインごと	800,000 円

- ・本サービスは、お客様からいただいたドメイン情報・IP アドレス情報をもとに公開 IT 資産と漏洩アカウントの調査を行います。
- ・IP アドレスについての調査を実施する場合、調査対象として IP アドレスを指定し、当社に提出するものとします。(64IP アドレスまで)
- ・公開 IT 資産は、調査依頼をいただいたドメインの関連ドメイン※や、ドメインに紐づくサブドメインも同時に調査いたします。
- ・漏洩アカウント調査は、調査依頼をいただいたドメインとドメインに紐づくサブドメインを調査いたします。
- ・関連ドメイン※についての漏洩アカウント調査を希望される場合は、追加ドメインオプションの申込が必要です。
- ・本サービスの漏洩アカウント調査は「USEN GATE 02 漏洩アカウント調査サービス」と提供範囲が一部異なります。

※関連ドメインとは、調査起点となるドメインと、whois に登録された情報の関連性が確認できたドメインを指します。

2-2 オプションサービス利用料

オプションサービス品目	単位	金額
報告会	1 回ごと	120,000 円
追加ドメイン	追加 1 ドメインごと	96,000 円

- ・追加ドメインの調査内容は、公開 IT 資産と漏洩アカウント調査となります。

- ・本表に記載のないオプションサービスは、個別見積りとし、別途合意する料金および提供条件に基づき、提供するものとします。

(以下余白)

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
株式会社ソリトンシステムズ	株式会社USEN ICT Solutions

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
Attack Surface Management サービス	USEN GATE 02 Attack Surface Management サービス

(以下余白)